

大牟田市シティプロモーション推進業務委託仕様書

1 業務の目的

本市の認知度及びイメージを向上させ、域内への移住・定住を図ることを目的とし、地域おこし協力隊を本市内に設置し、当該地域おこし協力隊の活動を管理・支援するとともに、本市の認知度向上につながる新たな情報発信サイトの構築・運営及び本市の魅力を発信するイベント等を企画し、本市への移住・定住を促進する。

2 委託業務の内容

(1) 地域おこし協力隊設置支援業務

受託者は、「(別紙1) 大牟田市地域おこし協力隊設置支援業務」のとおり、地域おこし協力隊1名を募集及び採用し、受託業務のプロジェクトリーダーとして本市内に常駐させること。また、地域おこし協力隊の活動について、管理・支援等を行うこと。なお、プロジェクトリーダーが中途退任した場合は、直ちに後任のプロジェクトリーダーとして地域おこし協力隊を募集及び採用すること。その場合の募集経費については、委託料の範囲内とする。

(2) 移住定住促進・関係人口の創出に繋がる情報発信サイトの制作及び管理・運用

受託者は、移住定住促進・関係人口の創出に繋がる情報発信サイト(以下、「シティプロモーションサイト」という。)を制作し、その管理・運用を行う。

ア 内容及び機能

シティプロモーションサイトの内容及び機能は次の内容を実施するとともに、本市への興味・関心が高まり、移住者や関係人口の創出に向けて、より効果的であると思われるものがあれば本市に提案し実施するものとする。他自治体との差別化を図り、本市らしさを感じさせるものとする。また、ユーザーが日常的に閲覧したくなるような工夫を行うとともに、一般的に広く使用されているパソコン、スマートフォンなどの端末からのアクセスに対応できるサービスであること。

(a) トップページ

トップページ内に新着情報やイベント告知を表示する欄を設けること。

(b) ページデザイン

魅力的かつモバイルファーストに特化したデザインであること。

(c) イベント等の情報、本市の情報発信

イベント等の情報や本市の魅力が伝わる情報発信を行い、シティプロモーションサイトに掲載すること。

- (d) 記事の本数
地域おこし協力隊着任後 毎月2本以上
- (e) 本市の魅力を発信する記事制作
本市のまちなみや暮らしのイメージ等の魅力を訴求するための記事や移住者インタビューを制作すること。
- (f) 稼働時間
24時間365日閲覧できるように運用すること。ただし、災害時やメンテナンス時等を除くものとし、メンテナンス等で停止する場合は、事前にトップページ等にアナウンスすること。
- (g) CMS（コンテンツマネジメントシステム）について
 - ① 本サイト構築にはCMSを用いること。
 - ② イベントやお知らせ等の情報更新を本市担当者等ができるように構築すること。
 - ③ WordやExcelが扱えるレベルであれば情報更新ができるように配慮すること。
 - ④ 記事作成のための業務マニュアルを制作し、本市が常時使用もしくは複製可能な形式で提出すること。
 - ⑤ CMSの要件については「(別紙2) CMS基本要件表」を参照し要求レベルが”必須“の項目については必ず実施すること。

イ シティプロモーションサイトの制作

- (a) 制作、管理・運用及び障害対応に係る事項
「(別紙3) サイト制作、管理・運用及び障害対応に係る共通事項」に記載のとおりとすること。
- (b) アクセス解析機能の設定
受託者は、グーグルアナリティクス等のアクセス解析ツールを用いて、シティプロモーションサイトにどのような利用者からアクセスがあったのか、どのようにページ遷移したのかなどを多角的に分析できる機能を設定し、その結果を簡潔に報告するとともに次年度以降に向けた改善点として提案すること。
- (c) アクセシビリティ対応
ウェブページ全体がアクセシビリティに対応した構成とすること。
- (d) 公開時期
 - ①令和6年8月末を目処にテストサイトを開設すること。
 - ②本番公開開始は令和6年10月1日とする。以降令和10年3月31日までを管理・運用期間とする。
 - ③上記①及び②を踏まえたスケジュールを提出すること。

(3) 自社動画配信サービスにおける動画コンテンツの制作および配信

受託者は、受託者の有する動画配信サービスで本市の魅力が効果的に伝わる動画コンテンツを制作および配信を行う。

ア 内容及び機能

動画配信サービスの内容及び機能は次の内容を実施するとともに、本市への興味・関心が高まり、移住者や関係人口の創出に向けて、より効果的であると思われるものがあれば本市に提案し実施するものとする。他自治体との差別化を図り、本市らしさを感じさせるものとする。また、ユーザーが日常的に閲覧したくなるような工夫を行うとともに、一般的に広く使用されているパソコン、スマートフォンなどの端末からのアクセスに対応できるサービスであること。

(a) 制作する動画コンテンツ

本市のまちなみや暮らしのイメージ等の魅力を訴求するためのコンテンツを制作すること。

(b) 動画コンテンツの本数

地域おこし協力隊着任後 毎月3本以上

(c) 動画コンテンツの時間

1本あたり10分程度の動画を作成すること。

(このほか、必要に応じてショート動画を作成すること)

(d) アクセス解析機能の設定

受託者は、自社の動画配信サービスの機能を用いて、本市の動画を視聴したユーザーの情報を分析し、その結果を簡潔に報告するとともに、次年度以降に向けた改善点として提案すること。

イ 動画配信サービスの制作、管理・運用及び障害対応に係る事項

〔別紙3〕サイトの制作、管理・運用及び障害対応に係る共通事項〕に記載のとおりとすること。

(4) SNS 運営支援業務

SNS を効果的に活用するとともに、以下の点に留意してより効果的な広報活動に繋がるように協力隊の業務を支援すること。

ア 動画配信サービスやシティプロモーションサイトにて更新されたコンテンツについては、SNS(Facebook、Instagram、X(旧Twitter)、TikTok、Youtube等)上で連動して通知するなど、ユーザーを記事コンテンツへ誘導する方策を実施すること。

イ 各情報発信、広報において、SNS等で発信するための広報用素材(バナー等)を作成すること。また、必要に応じてチラシ等の現物広報媒体を作成すること。

- ウ 主たる検索サイトでシティプロモーションサイトが検索されやすくするため、必要な SEO 対策を講じること。
- エ 本業務の実施にあたって取得した SNS のアカウント等については、本業務終了後本市に引き継ぐものとする。

3 提出書類

- (1) 契約締結後、次に掲げる書類を速やかに提出すること。
 - ア 業務計画書 1部
 - イ 実施スケジュール 1部
- (2) 協力隊委嘱後、次に掲げる書類を速やかに提出すること。
 - ア 協力隊員の住民票の写し(本籍地及び続柄省略可)
 - イ 雇用契約書の写し
- (3) 毎月10日までに月次業務完了報告書により本市へ次の事項を報告すること。
 - ア 協力隊員地域協力活動報告(月次)
 - イ シティプロモーションサイト閲覧数(PV)
 - ウ シティプロモーションサイト訪問者数(UU)
 - エ シティプロモーションサイト利用者のアクセス地点(地域)
 - オ 動画配信サービスの本市コンテンツ再生回数
 - カ 動画配信サービスの本市コンテンツ視聴者分析
 - キ その他、本市が求めるもの
- (4) 各年度業務完了時、業務完了通知書及び次に掲げる書類を提出すること。なお、電子媒体に記録するデータは、Microsoft Word、Excel 等のごく一般的で編集可能な形式とすること。
 - ア 業務報告書(委託業務において実施した事業内容、広報物等の各種データ及び動画配信サービス、シティプロモーションサイトの分析結果等を記載すること。)
 - イ 協力隊員活動支援業務報告書
 - ウ 協力隊員地域協力活動報告書(年次)
 - エ 事業収支報告書
 - オ 協力隊員の給与明細書の写し
 - カ 協力隊員の出勤簿の写し
- (5) 打合せ及び定時報告等
必要に応じて本市と打合せを行い、必要となる資料を作成すること。

4 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大牟田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 29 条）を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(2) 秘密の保持等

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

また、すべての作業において、本業務に係るデータ及び制作するサイト等システムの取扱いには細心の注意をもって管理すること。また本市が指示する場所以外へデータ等を持ち出す場合は、本市担当者の許可を得ること。

(3) 資料等の管理

受託者は、市から提供された業務に係る資料（紙面資料及び記憶媒体を含む。）について、適切な管理を行うものとする。

また、資料が業務上不要となった場合又は業務が完了した場合は、直ちに当該資料を返還しなければならない。

5 再委託の制限等

(1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に本市に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

6 その他

(1) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができることとする。

(2) 本仕様書に定めのない事項、又は業務上疑義が生じたときは、速やかに本市と協議して実施するものとする。

(3) 事業実施にあたり、被写体となる施設等への撮影の申し入れ、許可申請、撮影日のスケジュール調整、モデル等の手配、モデル等への利用許諾取得、その他撮影や取材に付随する全ての業務を実施すること。なお、撮影等取材に伴う経費は全て委託料に含まれる

(4) 本業務の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利(著作権、著作権等)は、その生じた時から本市に帰属する。

(5) 本業務の実施に伴って生じた成果物（動画・写真等）は、本業務終了後は本市に

引き渡すこと。

- (6) 他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行うこと。また、本事業の一部は国費を用いて執行する予定であり、会計帳簿等の帳簿類は、事業終了後5年間保管し、本市や会計検査院の検査に協力すること。
- (7) 本市事務室等へ立ち入る場合においては、広報課に確認のもとで実施すること。
- (8) 業務に当たって、「大牟田市情報セキュリティポリシー」を遵守し、十分なセキュリティ対策を講じること。

大牟田市地域おこし協力隊設置支援業務

1 業務の目的

本市の認知度及びイメージを向上させ、域内への移住・定住を図るため、地域おこし協力隊を本市内に設置し、当該地域おこし協力隊の活動を管理・支援するとともに、本市の認知度向上につながる情報発信、及び本市を発信できるイベント等を企画し、本市内への移住定住を促進する。

2 受託者の業務内容

- (1)協力隊員の採用活動（募集要項作成、求人広告、SNS等での情報発信を含む）
- (2)協力隊員の活動計画の作成及び進捗管理
- (3)協力隊員の管理、活動支援、実績のとりまとめ
- (4)協力隊員の研修等を通じた人材育成
- (5)協力隊員の日常生活に関する助言や相談
- (6)協力隊員の活動状況の情報発信(Facebook、Instagram、X（旧 Twitter）、TikTok、Youtube等のSNS)に関する支援
- (7)業務の実施結果に関する定期的な報告書の作成に関する支援

3 協力隊員が従事する活動内容

協力隊員が従事する活動内容(以下「地域協力活動」という。)は次に掲げるものとし、その活動区域は、本市内全域とする。ただし、本市外での地域協力活動が本市内への移住定住の促進に必要な場合は、この限りでない。

- (1)移住定住の促進(関係人口・交流人口の創出、拡大を含む)
- (2)地域資源の発掘及び地域資源を活用した本市の魅力発信
- (3)SNS(Facebook、Instagram、X（旧 Twitter）、TikTok、Youtube等)を活用した情報発信
- (4)地域の課題及びニーズの把握に関すること
- (5)その他地域の活性化のために市長が特に必要と認める活動

4 協力隊員の委嘱

次に掲げる全てを満たす者のうちから、協力隊員として市長が委嘱する。(「5 協力隊員の委嘱に係る手続き」により再委嘱する場合は、第1号に規定する要件については、初めて委嘱されたときに満たしていればよいものとする。)

- (1)生活の拠点を三大都市圏その他の都市地域等（地域おこし協力隊推進要綱に規定する要件を満たす地域）から、住民票を本市内に異動した者。ただし、協力隊員委嘱決

定以前に住民票を本市内に異動した者を除く。

- (2)地域協力活動に意欲を有し、積極的に活動できると認められる者。
- (3)受託者と雇用契約を締結した者。

5 協力隊員の委嘱に係る手続き

- (1)受託者は、協力隊員になろうとする者から、大牟田市地域おこし協力隊応募申請書(様式第1号)の提出を受けるものとする。
- (2)受託者は、協力隊員になろうとする者から前号の書類の提出があった場合において、協力隊員として推薦すべきと認めたときは、市長が定める日までに、大牟田市地域おこし協力隊候補者推薦書(様式第2号)に前号の書類を添え、市長に提出するものとする。
- (3)市長は、受託者から前号の書類の提出があった場合は、当該申請書等の書類を審査し、必要に応じて当該受託者及び協力隊員になろうとする者からの聞き取り等を行った上で、委嘱すべきと認めたときは、速やかに委嘱を行うとともに、大牟田市地域おこし協力隊委嘱通知書(様式第3号)により受託者に通知を行うものとする。
- (4)第1号から前号までの定めは、前年度までに委嘱された者を引き続き協力隊員として再委嘱する場合は省略できるものとする。ただし、この場合でも大牟田市地域おこし協力隊委嘱通知書により、受託者に通知を行うものとする。

(委嘱までの流れ)

- ①本人→受託者 (大牟田市地域おこし協力隊応募申請書：様式第1号)
- ②受託者→市 (大牟田市地域おこし協力隊候補者推薦書：様式第2号)
 - ※市での審査、聞き取り
 - ※本人と受託者の雇用契約締結
- ③市→本人委嘱
- ④市→受託者 (大牟田市地域おこし協力隊委嘱通知書：様式第3号)

6 協力隊員の委嘱期間

- (1)協力隊員の委嘱期間は、令和6年9月1日から令和7年3月31日とする。
- (2)前号の委嘱期間が終了した後、市長は、必要があると認めるときは、初めの委嘱の日から3年を超えない範囲で委嘱期間を延長することができるものとする。この場合、予算成立を条件とし、年度ごとに延長するものとする。

7 協力隊員の活動条件

- (1)受託者は、協力隊員と雇用契約を締結し、「3 協力隊員が従事する活動内容」に定める活動に対して、報償費等(本給及び諸手当等を含む。)及び地域協力活動に要する経費を

支給する。

- (2)協力隊員の1日の活動時間は労働関係法令を遵守の上、当該協力隊員を雇用する受託者が定めるものとする。
- (3)労働条件は労働関係法令を遵守するものとする。
- (4)協力隊員は、活動に支障がない範囲において、別途就業ができるものとする。

8 協力隊員の解嘱

市長は、協力隊員が次に掲げるいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1)心身の故障のため、地域協力活動の遂行が困難であると認められるとき。
- (2)地域協力活動の内容が不適切であると認められるとき。
- (3)協力隊員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4)その他市長が必要と認めるとき。

9 協力隊員による活動報告書の提出

協力隊員は、地域協力活動を行った月ごとに、地域協力活動の状況等を大牟田市地域おこし協力隊地域協力活動状況報告書(様式第4号)を作成し、受託者の承認を得た上で、毎月10日までに広報課に提出すること。ただし、3月においては当該月の31日までに提出するものとする。

10 業務対象経費

業務に係る経費は、次のとおりとする。

(1)協力隊員の採用活動費

1,650,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

- ア 求人広告、媒体の出稿費
- イ SNSにおける広告宣伝費
- ウ 採用活動に必要な旅費交通費
- エ その他、採用活動に必要と認められる経費

(2)協力隊員の報償費等

月額233,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

(3)地域協力活動に要する経費

月額166,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

- ア 活動旅費等移動に要する経費
- イ 住居、活動用車両の借上費
- ウ 作業道具・消耗品等に要する経費
- エ 関係者間の調整・住民や関係者との意見交換会・活動報告会等に要する経費
- オ 協力隊員の研修に要する経費

- カ 定住に向けて必要となる研修・資格取得等に要する経費
- キ 協力隊員の活動状況などの報告や情報発信をするために要する経費
- ク その他地域協力活動に要する経費

(4) 協力隊員のサポート費

月額165,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

- ア 協力隊員の活動に必要なマネジメント及び日常的な活動サポート
- イ 協力隊員の地域活動における指導、助言
- ウ 任期終了後の定住に向けた支援及びキャリア開発のサポート
- エ 協力隊員の面談等を行う際の旅費交通費等

11 その他

- (1)受託者は、地域住民との信頼関係を損なうことのないよう、協力隊員に対して法令の遵守をはじめ、秘密の保護などサービス・活動規律が確保されるように指導すること。
- (2)受託者は、本業務に関する書類・領収書等は委託期間終了後5年間保存しなければならない。

様式第1号

年 月 日

大牟田市長 様

住 所
氏 名
(連絡先)

大牟田市地域おこし協力隊応募申請書

下記のとおり、大牟田市地域おこし協力隊に応募いたします。

記

応募した理由	
地域おこし協力隊として取り組みたいこと	
委嘱期間終了後の予定(該当する項目に○を記入して下さい。)	大牟田市での定住を続ける予定
	期間終了後は移転する予定
	未定
自己PR	
資格・免許等	
添付書類	履歴書(顔写真貼付のこと。)

様式第 2 号

年 月 日

大牟田市長 様

推薦者 法人の名称
代表者氏名
法人の住所
(連絡先)

大牟田市地域おこし協力隊候補者推薦書

大牟田市地域おこし協力隊の候補者として、下記の応募者を推薦します。

記

1 候補者氏名・住所

氏 名

住 所

2 推薦の理由

3 添付書類

大牟田市地域おこし協力隊応募申請書(様式第 1 号)

様式第3号

第 号
年 月 日

様

大牟田市長



大牟田市地域おこし協力隊委嘱通知書

下記のとおり、大牟田市地域おこし協力隊を委嘱したので通知します。

記

1 委嘱した者の氏名・住所

2 委嘱期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

様式第4号

大牟田市地域おこし協力隊地域協力活動状況報告書

年 月 日

大牟田市長 様

住 所

氏 名

下記のとおり、地域協力活動を行いましたので、その状況について報告いたします。

活動月	
活動場所	
活動内容 (具体的に)	
活動の成果	

※要求レベル「任意」の要件については、実装の有無は提案者にて検討する。
 ※実装について、他サービス等と組み合わせて、別の方法で実現可能な場合はこれを提案することを可とする。

1. 基本情報			要求レベル	備考
基本情報	1-1	CMS利用にあたって、管理者ユーザのPC端末に、特別なアプリケーションなどをインストールする必要が無いこと(ウェブブラウザから利用できること)。	必須	
	1-2	PC端末から、Chrome,Edge,Firefox等のブラウザで、ID、PASSWORD認証にてログインできること。	必須	
	1-3	セキュリティ対策、改ざん防止を考慮すること。	必須	
2. 管理画面			要求レベル	備考
ログイン	2-1	一般ユーザと管理者ユーザでログイン後の画面を分けること。	必須	
	2-2	ログインID、パスワードを使用しログインできること。	必須	
	2-3	指定回数を超えログインを失敗した場合は対象のユーザをロックする機能を有すること。	任意	回数設定は3回以上とする。
	2-4	ロックされたユーザは管理者がロックを解除できること。	任意	
一般ユーザ・民間情報等管理	2-5	一般ユーザと管理者の機能を分離すること。	必須	
	2-6	観光スポットや店舗等の情報はGoogle Map等の地図情報と連携し、地図上に表示できること。	必須	
	2-7	一時的に任意のページを非公開化する機能を有すること。また、非公開状態でもブラウザでのプレビュー表示ができること。	任意	
3. 公開側			要求レベル	備考
新着リンク	3-1	「お知らせ」や「新着情報」などのページが公開されたタイミングで、事前に指定したページ(例:トップページ)に、作成したページへのリンクが自動掲載(更新)されること。	必須	
	3-2	3-1において、ページの属性情報(カテゴリ名や「重要」「緊急」などの種別)を付与できること(例:個別のマークを付ける、視覚的に領域を分けるなど)。	必須	
	3-3	自動で掲載されるリンクの表示項目(ページタイトル、更新日付等)は、管理者が任意のタイミングで変更できること(例:表示項目にカテゴリ名を加える、担当課名を加える等)。	必須	
	3-4	自動生成されるリンクの表示順を管理者が任意に変更できること。	任意	
パンくずリスト	3-5	パンくずリストを自動生成できること。	任意	個別ページ修正での対応も可とするが、容易に行えるよう配慮すること。
	3-6	3-5において、ページタイトルを自動的に引用できること。	任意	
	3-7	ページタイトルにサイト名を併記して表示できること。(例:ページタイトル 大牟田市シティプロモーションサイト)	任意	
サイトマップ	3-8	サイトマップを自動生成できること。	任意	
	3-9	自動生成されたサイトマップを再編集できること。	任意	
問い合わせフォーム	3-10	お問い合わせフォームを生成できること。	必須	
	3-11	同時に複数のフォームが設定できること。また上限がないこと。	任意	
	3-12	指定した公開日・削除日に、自動公開・自動削除できること。	任意	
	3-13	設問数は、上限がないこと。	任意	
	3-14	各設問は、択一方式(ラジオボタン)、複数選択可(チェックボックス)、プルダウンメニュー、自由記入欄など、一般的なフォームのスタイルを採用できること。	必須	
	3-15	お問い合わせ内容を表示する機能があり、CSVファイルなどで保存・出力できること。	任意	
ログ	3-16	自動返信メールが送信でき、返信内容を管理者が自由に編集できること。	任意	
	3-17	ページの公開、削除、編集といった履歴をログとして残せること。	必須	
ユーザ管理	3-18	記録したログは、一覧で確認できること。	必須	
	3-19	管理者は、CMSの管理画面上でユーザ情報の修正、追加、削除が行えること。	必須	
アクセス解析機能	3-20	アクセス解析結果はCMS内で表示すること。	任意	
	3-21	アクセス解析は独自測定せずGoogle Analyticsから実施すること。	必須	
サイト内検索	3-22	キーワードでサイト内のページが検索できるよう、検索の入力フォームを全ページに配置すること。	必須	
	3-23	検索結果のページは、サイト内の他のページと同様、同じ体裁のヘッダ、フッタを表示させ、利用者には、別のサイトに移動したという印象を与えないようにすること。	任意	

サイトの制作、管理・運用及び障害対応に係る共通事項

(大牟田市シティプロモーション推進業務関連)

(1) サーバの環境

- ①本業務で利用する運用サーバについては、安全なサーバを利用し、オンプレミス（自社設置型）、レンタルサーバーもしくはクラウドサーバーを使用し、データを格納すること。また、ドメイン及びSSL/TLSについては新規取得とすること。
- ② サーバ機器へのシステム構築についても、全て受託者が行うものとする。
- ③ ドメインについては、別途協議とする。
- ④ 構築するシステム・サイトの挙動に十分なスペックのサーバを受託者で用意すること。なお、HDDは2TB以上、メモリは16G以上とする。また、サーバ内アプリケーションに関しては必要なものがあれば追加が可能な管理権限を発行できるものとする。
- ⑤ OSなどのバージョンアップや機能の追加等に対応できる拡張性をもたせること。
- ⑥ サーバダウン等トラブルが発生した場合でも早急な対応が可能なこと。
- ⑦ サーバーは災害に対する安全性が保たれた建物に設置されており、インターネット通信による利用が可能であること。

(2) サーバの監視

- ①サーバ稼動監視を行うこと。
- ②プロセス監視（OS系・アプリケーション系）を行うこと。
- ③ログ監視を行うこと。
- ④障害発生時には、障害発生状況を監視端末に表示し、障害箇所・影響範囲の特定を行うこと
- ⑤サーバ負荷状況を測定すること。
- ⑥ジョブ管理ツール等によりジョブ監視を行うこと。

(3) セキュリティ

- ①開発に必要な開発環境(ハードウェア、ソフトウェア環境等)は受託者が用意す

ること。また開発に使用する環境においては、ウィルス対策、セキュリティーホール対策等、十分なセキュリティ対策が実施されていること。

②システム開発を行う場所は受託者が用意し、必要なセキュリティ確保を図ること。

③構築した Web ページ及び CMS については不正侵入検知を行うこと。

④サーバ上のファイルの改ざん検知を行うこと。

(3) 障害時・異常時の対応

障害に対して、予防、発生時の迅速な手順、再発防止のための方策などについて、障害管理計画を作成し、安定的な稼働管理を行うこと。

①報告

受託者は自ら障害(異常)が発生していると判断したとき又はデータ等の異常の指摘を受け、障害(異常)のおそれがあると判断したときは、速やかにシステムの状況を確認し、本市に報告すること。

②対応

受託者は、発生した障害(異常)について、本市の業務時間に関わらず、速やかに対応すること。なお、メンテナンス等により、あらかじめ予測されるデータ取り込み遅延等の事象については、本市と事前に協議し、復旧見込時間を設定する等計画的に対応すること。

③原因の調査及び完了報告

受託者は、発生した障害(異常)について、対応が完了後、障害(異常)の原因を調査した結果を添えて、月次業務完了報告書提出時に本市に報告すること。ただし、サービスの継続に著しく影響を及ぼす重大な障害(異常)については、対応完了後速やかに報告すること。

(4) 公開後の運用保守

令和7年度以降の運用保守業務の受託を可能とする体制を整え、令和10年3月31日まで運用保守業務を行うこと。